

事務連絡  
平成22年4月13日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について(その2)

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成22年厚生労働省告示第69号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)等により、平成22年4月1日より実施しているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成22年3月29日付事務連絡)を別添2のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。

【その他】

(問15) 症状や検査から低髄液圧症候群であると診断し、その後、具体的な治療内容について患者と相談して、患者の同意を得た上で、プラッドパッチ療法を施行した場合、当該療法については保険請求できないとしても、患者の同意が得られるまでに行った検査等については保険請求できるのか。

(答) 請求できる。なお、低髄液圧症候群と診断されて、プラッドパッチ療法を施行することに同意した時点以降の費用については保険請求できない。

(問16) 過去に低髄液圧症候群を疑い、プラッドパッチ療法を施行して症状が改善し終診となった患者が、再度同様の症状等にて受診して検査等を行った場合に、当該検査等については保険請求できるのか。

(答) 請求できる。

(問17) プラッドパッチ療法を目的とした診療や、プラッドパッチ療法による明らかな合併症のための診療の場合には、保険請求できないのか。

(答) そのとおり。